

平成 28 年 3 月 2 日
糸魚川市消防本部防災室
妙高市総務課危機管理室
小谷村総務課
新潟焼山火山防災協議会
(事務局：防災局防災企画課)

新潟焼山想定火口内の立入規制を行います

新潟焼山では、昨年（2015 年）夏頃から噴煙がやや高く上がる傾向が認められ、12 月下旬からは噴煙量も多くなっています。

こうした現状を踏まえ、本日、糸魚川市役所において、地元自治体の首長の協議が行われ、入山者の安全を確保するため、下記のとおり新潟焼山想定火口内の立入規制を行うこととなりました。

記

1. 規制開始日 平成 28 年 3 月 2 日（水曜日）
2. 規制範囲 新潟焼山の想定火口内（山頂から半径 1 km 以内）
【別紙参照】
3. その他 想定火口内は、災害対策基本法第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域となります。

■ 本件についての問い合わせ先

・糸魚川市内の規制に関すること

糸魚川市消防本部防災室 室長 小竹 （直通） 025-552-2311

・妙高市内の規制に関すること

妙高市総務課危機管理室 室長 金子 （直通） 0255-74-0002

・小谷村内の規制に関すること

長野県小谷村総務課 課長 柴田 （直通） 0261-82-2024

・新潟焼山火山防災協議会に関すること

防災企画課防災企画班 吉田^{なおし}尚志 （直通） 025-282-1605
(内線) 6416